

## 山ノ内町空家等対策協議会設置要綱

### (設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、山ノ内町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更に関すること
- (2) 特定空家等の認定に関すること
- (3) 特定空家等に対する措置の方針に関すること
- (4) その他、空家等対策に必要と認められる事項に関すること

### (組織)

第3条 協議会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第7条第2項に規定する者
- (2) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は町長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて、協議会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設水道課計画監理係において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年5月1日から施行する。